



中国「輸出管理」の最新法令・実務と留意点

中国輸出管理法が施行された。

日本企業にとっては、オペレーションコストの増加だけでなく、米中両国の輸出管理法を同時に順守することが困難になる可能性も懸念される。

(2021年3月18日開催、2020年度日外協「中国シリーズ講演会」から)

金杜法律事務所 (King & Wood Mallesons)

パートナー弁護士 劉 新宇

パートナー弁護士 丁 婕

科学技術の優位性確保に向け

昨年12月、中国「輸出管理法」が施行された。それまでの輸出管理関連規定は、核輸出管理条例をはじめとする6つの輸出管理行政法規やいくつかの規則などに散在していたが、まとまったかたちでの専門的な輸出管理法は存在しなかった。

立法の背景としては主に次の3つが考えられる。

1つ目は科学技術を巡る中国の国際的影響力の大幅な増大。航空・宇宙、AI、通信などのハイテク分野で国際トップレベルに達している技術もある。

2つ目は国内立法のすき間を埋め、新たな国際情勢に適応する必要に迫られていたこと。コア技術や重要製品(5G、量子通信など)の優位性を確保するためには輸出を管理しなければならない。

3つ目は一部の外国政府による中国企業に対する輸出管理規制の頻繁な実施。中国政府自身はそこまで明言をしてはいないものの、対抗措置を取らざるを得なくなっていたとの報道もなされている。

輸出管理法の立法過程を見ると、2017年に正式始動してから公開意見募集と3回の審議を

経て2020年10月17日に全人代常務委員会で採択され12月1日から施行。通常は採択から施行まで一定の準備時間を与えるところ、今回はわずか1カ月半で施行に踏み切っている。いかに緊急性のある課題だったかが分かる。

企業の負担が増えることも

輸出管理法は管理品目の範囲をさらに明確化している。従来の貨物と技術のほか、サービスを管理品目の対象に定めた。軍事用途への転用が可能なデュアルユース品目や軍用品等のほか、技術資料などのデータも含まれている。

また、伝統的な意味での「輸出」は、当然ながら輸出管理法の規制を受ける。さらに、次の3つの行為も管理の対象となる。

再輸出

再輸出とは「管理品目を中国から国外に輸出した後に、再び国外から他国(地域)に輸出する行為」。例えば、日本企業が川上の中国企業から管理品目に該当する輸入原料を購入した後、アメリカ企業に輸出転売しようとするケースがこれに該当する。この日本企業はアメリカ企業に原料を輸出する前に、中国の輸出管理主管機関から輸出許可証を得なければならない。

日系企業からは「サプライチェーンの運用効